

# 令和元年度 第20回庁議要旨

日時：令和2年1月28日（火）  
午前9時～午前10時10分  
会場：庁議室

## [審議事項]

### 1 防災ラジオの無償配布等について（総務部）

【次回以降の庁議において、継続審議】

### 2 石巻市交通安全指導員の身分の移行について（総務部）

非常勤特別職員、臨時的任用職員の任用を厳格化するとともに、会計年度任用職員制度を導入することで任用の適正化を図るため、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が令和2年4月1日から施行される。

本市の交通安全指導員の身分は、これまで非常勤特別職としていたが、法改正に伴い、週の勤務時間を定める必要があることや、支給額の計算が時間単価になることなど、交通安全指導隊にはそぐわない内容となることから、その身分での継続が困難となった。

本市の交通安全指導員の身分を、非常勤特別職から有償ボランティアへ移行することで、現行に近い体制での活動を維持する。

#### (1) 主な内容

##### 【移行に伴う主な変更】

	移行後	移行前（現行）
身分	有償ボランティア	非常勤特別職
採用	分隊長の推薦により市長から委嘱する。〔3年更新〕	分隊長の推薦により市長から任命する。〔3年更新〕
報酬	・規則に定め現行と同様とする ・名称を「報酬」から「謝礼」に変更	①階級に応じた年報酬 ②出勤に応じた出勤報酬
費用弁償	規則に定め現行と同様とする。	「石巻市職員等の旅費に関する条例」の例による。
指導車 （公用車）	本市からの委嘱により使用可能	広報や巡回で使用
補償	民間保険に加入する必要 （※市の予算による加入を想定）	非常勤職員としての公務災害補償

（参考）石巻市交通安全指導員人数 126名（令和2年1月1日現在。定数は232人以内。）

#### (2) 今後の予定

令和2年2月 市議会第1回定例会に、石巻市交通安全指導員条例の廃止について提案  
（令和2年3月31日をもって廃止）

3月 石巻市交通安全指導員規則等の制定  
（施行予定年月日：令和2年4月1日）

### 3 国民健康保険税における子どもの均等割保険税の減免について（健康部）

国民健康保険税は、所得額に応じて課税される「所得割」、被保険者一人ひとりに課税される「均等割」、世帯ごとに課税される「平等割」のそれぞれが課税されている。

このうち、均等割については、年齢や所得に関係なく、18歳未満の子どもに対しても一律に定額が賦課されることから、子育て世帯の保険税負担が大きなものとなっており、被用者保険との不公平感にも繋がっている。

本市独自に18歳未満の子どもの均等割の一部を減免することで、子育て世帯への経済的負担の軽減を図る。

#### (1) 主な内容

令和2年度課税分から、国民健康保険被保険者の18歳未満の子どもの均等割保険税の3割を減免する。（満18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者を含む。）

#### 【本市の国民健康保険税率】

区分	医療分	後期支援金分	介護分	合計
課税対象者	全て	全て	40歳～64歳	
所得割（加入者）	7.00%	2.40%	2.00%	11.40%
均等割（加入者）	23,500円	5,300円	8,400円	37,200円
平等割（世帯）	25,700円	5,500円	6,000円	37,200円

#### 【子どもの均等割保険税の減免】

医療分+後期支援金分（28,800円）から3割（8,640円）減免⇒20,160円

※実際の保険税額における端数については、世帯の保険税合算時に100円未満を切り捨てる。

#### (2) 今後の予定

令和2年 2月 令和2年第1回定例会に、石巻市国民健康保険税条例の一部改正について提案  
（施行予定年月日：令和2年4月1日）

3月 石巻市国民健康保険税減免取扱要綱の一部改正  
（施行予定年月日：令和2年4月1日）

4月 減免開始（令和2年度課税分から）

### 4 「（仮称）石巻市ささえあいセンターの設置について」の一部変更について（福祉部・健康部）

本市においては、東日本大震災による人口流出、また少子高齢化の進展が顕著となり、地域コミュニティの低下や人材の流出により人口構造や生活環境が変化する中で、安心して生活できる社会作りを行うために、「地域包括ケア」の推進が重要となっている。

その中核的拠点施設として設置する（仮称）石巻市ささえあいセンターについては、令和元年度第4回例規審議会での協議において、本来行政が行うべき「地域包括ケア」の推進のみを図るための施設として位置づけることとなった。

本来行政が行うべき「地域包括ケア」の推進活動を行う施設として、その使用料を無料とする。また、センターに付帯する駐車場は、センターと利用時間を同じとする。

(1) 主な内容

(仮称)石巻市ささえあいセンターの利用時間及び休館日、使用料について、令和元年度第18回庁議における審議内容から、以下のとおり変更するもの。

【利用時間及び休館日】

区 分		変 更 後	変 更 前
センター	利用時間	変更なし	午前9時から午後9時30分まで (ただし、貸館は午後9時まで)
駐車場		午前9時から 午後9時30分まで	終日(ただし、入庫は午前8時から 午後9時30分まで)

※休館日は、センター及び駐車場ともに、1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで

(変更内容) 駐車場について、ささえあいセンター利用者のみが利用することとするため、利用時間をセンターと同じとする。

【使用料】

区 分		変 更 後	変 更 前
センター	使用料	無料	使用料を規定により減免することができる。
	冷暖房料	無料	冷暖房料は別途規則で定める。

(変更内容) 諸室利用について、使用料及び冷暖房料を定めていたが、「地域包括ケア」を推進するという目的で使用するものとするため、無料とする。

(参考) ※令和元年度第18回庁議における審議内容から変更なし

① 施設名称

ア 名称 (仮称) 石巻市ささえあいセンター

イ 所在地 石巻市穀町15番2号

② 施設の内容

構 造 : 鉄骨造地上3階建て(1階駐車場ピロティ構造)

敷地面積 : 2,944.66㎡

建築面積 : 1,631.84㎡

延べ面積 : 4,256.61㎡

駐 車 場 : 42台

③ 運営方法

管理運営 指定管理者に行わせることができる。但し、当面直営とする。

④ 地域包括ケア推進機能について

ア 医療・介護連携機能

・在宅医療・介護の円滑な連携推進と提供体制を構築する

イ 支え合う地域づくり機能

・地域力の強化や担い手育成、地域での自助、互助を推進する

ウ 包括的な相談支援機能

・在宅医療・介護連携に関する相談や多機関の協働による包括的な相談を実施する

エ 子育て支援機能

・親子交流や相談の場を提供し、総合的に子育てを支援する

オ 次世代育成機能

- ・ 地域共生社会に向けた学びを通じ、次世代を育成する

(2) 今後の予定

- 令和2年2月 市議会第1回定例会に石巻市ささえあいセンター条例について提案  
(施行予定年月日：令和2年5月30日)
- 3月 石巻市ささえあいセンター条例施行規則の制定  
(施行予定年月日：令和2年5月30日)
- 3月中旬 愛称公募  
下旬 工事完了
- 4月下旬 愛称決定
- 5月下旬 開館、オープニングセレモニーの実施

5 難聴児補聴器購入助成事業の拡充について（福祉部）

難聴児補聴器購入助成事業（以下「当事業」という。）は、身体障害者手帳（以下「手帳」という。）の交付対象外である中度・軽度の難聴児であって、補聴器の装用により、脳の発達や言語の早期習得等に一定の効果が期待できると医師が判断している児に対し、補聴器の購入に要する費用の一部を助成している。

助成対象については補聴器の購入費のみとしており、修理は対象外としているが、手帳所持者が利用できる補装具費支給制度では修理も認められている。

また、補装具費支給制度の補聴器購入に係る自己負担は1割又は負担無しであるが、当事業においては3分の1負担となっており、手帳の有無により負担額に差が生じている。

当事業の助成対象に補聴器の修理費を加え、また、自己負担を減額することにより難聴児を養育する世帯の負担軽減が図られ、難聴児の脳の発達や言語の早期習得を促進し、もって難聴児の福祉の増進に資する。

(1) 主な内容

- ① 助成対象に補聴器の修理費を追加する。

算定基準額は、補装具費支給制度における基準額（40,000円程度）と同額とする。

- ② 補聴器購入等に係る自己負担割合を補装具費支給制度と統一する。

（参考）補装具費支給制度における自己負担割合

1割負担	・ 障害児の属する世帯が市民税課税世帯
負担無し	・ 障害児の属する世帯が市民税非課税世帯 又は ・ 生活保護受給世帯

(2) 今後の予定

- 令和2年3月 石巻市難聴児補聴器購入助成事業実施要綱の一部改正  
(施行予定年月日：令和2年4月1日)
- 拡充に関する周知

(市報及びホームページへ掲載、医療機関・関係機関へ通知、対象者へ個別に通知)

## 6 第2期石巻市子ども未来プラン（子ども・子育て支援事業計画）の策定について（福祉部）

子ども・子育て支援事業計画は、子ども・子育て支援法により、子ども・子育て施策の方向性を明確にし、子どもが健やかに成長できる社会の実現を総合的に推進することを目的として策定することが義務付けられており、本市では平成27年3月に平成27年度から令和元年度を計画期間とする第1期石巻市子ども未来プランを策定し、子ども・子育て支援施策を推進してきた。

第2期計画においては、子ども・子育て家庭を取り巻く社会や環境の変化や、子どもの貧困問題に対応した、本市の子ども・子育て支援施策の目指す姿と具体的な取り組みを明確にする必要がある。

子ども・子育て家庭を取り巻く環境の変化やニーズの動向を踏まえ、誰もが安心して子どもを産み育て、心身ともに健やかに成長できるまちづくりのため、本市の目指す子ども・子育て支援施策の方向性を示すため、第2期子ども未来プラン（子ども・子育て支援事業計画）を策定するもの。

### (1) 主な内容

#### ① 計画策定の趣旨

乳幼児期に対する適切な保護者の関わりや質の高い教育・保育の安定的な提供と、子育て家庭の置かれた状況等を踏まえた、地域における多様な子ども・子育て支援の量的拡充と質的改善を図るとともに、生まれ育った環境に左右されず、子どもの健やかな育ちと妊娠・出産期からの切れ目のない支援の充実を社会全体で推進することを目的に策定するもの。

#### ② 計画の位置づけ

本計画は子ども・子育て支援法第61条に基づく「子ども・子育て支援事業計画」に位置づけられているが、「次世代育成支援対策推進法」に定める基本的事項を踏まえた内容とするとともに、「子どもの貧困対策に関する大綱」による子どもの貧困対策の取り組みを推進する施策を包含するものとする。

#### ③ 計画期間

令和2年度～令和6年度（5年間）

#### ④ 計画の基本理念

キャッチフレーズ

「子どもの笑顔 あふれるまち いしのまき」～みんなで一緒に育つまち～

ア 子どもの幸せを第一に考える支援

イ 親としての成長支援

ウ 地域全体での支え合い

#### ⑤ 基本施策

ア 子どもの健やかな成長を支える（乳幼児期から青少年期までの成長を支える）

イ 子どもの人権の尊重と安全・安心を守る

ウ 安心して子どもを産み育てられる環境をつくる（妊娠・出産期から切れ目のない支援）

エ 仕事と生活の調和の実現を促す

オ 子どもの貧困対策をすすめる

(2) 今後の予定

令和2年2月	パブリックコメント実施
3月下旬	令和元年度第5回石巻市子ども・子育て会議にて協議
同月末	第2期石巻市子ども未来プラン（子ども・子育て支援事業計画）策定

【その他】

- ・新型コロナウイルスへの対応について（市長・健康部）
- ・令和2年市議会第1回定例会における施政方針関係の対応について（復興政策部）

以 上